

固定資産税 異動申告は1月13日までに

固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産を所有している方が、その所在する市町村に納める税金です。平成28年中に次のような異動があった場合は、平成29年1月13日(金)までに必ず申告してください。

《問合せ》税務課 ☎ 21-9045 または各振興局市民福祉課

土地・家屋

▼土地の利用状況の変更

例：農地を埋め立てて駐車場や資材置き場にした。

▼家屋の新増築、取り壊し

▼家屋の用途変更

例：専用住宅を工場や事務所に変更した。

▼登記をしていない家屋の所有者の変更

例：売買・相続など

▼その他

今年4月に送付した「課税明細書」の内容に変更がある場合 など

※登記済の物件は申告不要です。



償却資産

償却資産課税台帳に所有者として資産登録のある方、新規で店を開業する方、ソーラーパネルを設置した方等に、

12月上旬に平成29年度申告書を送付します。平成29年1月1日現在の資産の所有状況(機械・備品などの購入または廃棄、事業の廃業など)を申告してください。なお、資産の異動がない場合も申告が必要です。

※(社)地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用したインターネットによる電子申告も受け付けています。詳細は、市ホームページまたはeLTAXホームページをご覧ください。

知って納得！
償却資産Q&A！

Q 償却資産とは何ですか？

A 会社や個人が事業を営むために所有する機械・器具・備品などの事業用資産です。土地・家屋と同じく固定資産税の課税対象です。

Q 申告が必要ですか？

A 市内に償却資産を所有している方は、地方税法に基づき、毎年1月1日現在の資産の所有状況を申告しなければなりません。

Q どんな資産が申告の対象ですか？

A 原則として、決算時に減価償却資産として計上するものは、全て償却資産の申告対象です。ただし、家屋として固定資産税の対象となるもの、車両のうち自動車税・軽自動車税の対象となるものは除きます。

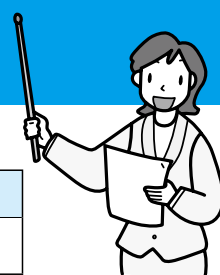
Q 新規開業しましたが申告はどうするのですか？

A 平成28年中に、新しく事業を始めた方には、市から「申告書」を送付します。申告書が届いていない場合は連絡してください。

事業所得、不動産所得等のある方へ 記帳・決算説明会を開催します

《開催日程》

日時	開催場所
12月7日(水) 午後2時～4時	じばさんT A J I M A 2階(大磯町1-79)



- (注) 1 白色申告者に係る記帳・帳簿等の保存制度、青色申告決算書・収支内訳書の作成方法等を説明します。
2 筆記用具および電卓等計算用具を持参してください。
3 説明会場では、個別の申告相談は行いません。

申告書は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます！

メリット

- ▼税務署に出向く必要なし 作成した申告書等は印刷し、郵送等で税務署に提出できます。
- ▼いつでも利用可能 確定申告期間中は、24時間いつでも利用できます。
- ▼自動計算機能 税制改正に対応した自動計算機能で、計算誤りのない申告書等を作成できます。
- ▼前年データの利用可能 作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。

《問合せ》豊岡税務署個人課税第1部門 ☎ 22-2144

平成30年度から徹底 従業員の個人住民税は特別徴収に

特別徴収とは、事業主（給与支払者）が従業員の給与から個人住民税を天引きし、従業員に代わって、毎月、市町に税額を納入していただくものです。

事業主の義務

この制度は、地方税法および各市町の条例の規定で、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主に義務付けられています。

不要なケース

特別徴収が不要なケースは法令で定められています。事業主の希望で特別徴収を行う・行わないを決めることはできません。

平成30年度から徹底

兵庫県と県内の全市町は、平成30年度から特別徴収の徹底を行うことを決定しました。特別徴収に、ご理解とご協力をお願いします。

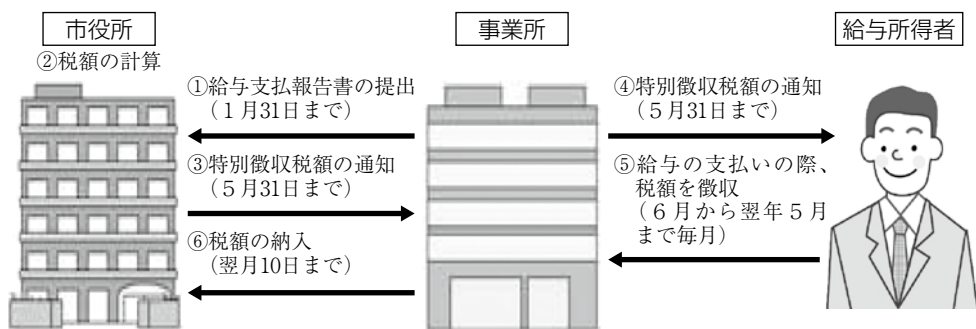
《問合せ》市役所税務課

☎ 21-9045

県税事務所課税第1課

☎ 26-3627

特別徴収の方法による納税の仕組み



玄武岩の玄さんが堅いテーマも柔らかく解説

豊岡のここには目じゃ! 20

豊岡市小中一貫教育って?

何で豊岡では小中一貫教育を始めるの?

「中一ギャップ」って知ってますか? 小学校から中学校に進学する時に、生活や学習の変化にうまく乗り切れず、不登校になったり、勉強に付いていけない子が増えてきたんじゃない。だし、豊岡では10年前から小中連携教育に力を入れてきたんじゃない。次の4月から、取組みをさらに強化して、子どもたちに寄り添いながら、9年間の学びと育ちを支える小中一貫教育に取り組みことにしたんじゃない。

小中一貫教育ってどんなものなの?

「9年間でこんな子どもと小・中学校の先生たちが話し合い、中学校区ごとに目指す子ども像を共有して行う教育」じゃ。豊岡の小中一貫教育を「豊岡ここのとりプラン」といい「ふるさと豊岡を愛し、

夢の実現に向け挑戦する子ども達の育成」を目標にしている。

豊岡の小中一貫教育ってどんな内容なの?

「ローカル&グローバル学習の時間」を作ったり。9年間で「ふるさと教育」「英語教育」「コミュニケーション教育」を学ぶことになる。また、不登校を減らしたり、学力の差を縮めたり、もっときめ細かく子どもを指導する「学習指導と生活指導」を小・中学校で一緒に進めるんじゃない。

私たちにあって、楽しいなことはあるの?

体験教育が満載じゃ。「ふるさと教育」ではコウノトリ、ジオパーク、産業・文化の三つを学ぼう。コウノトリの郷公園で体験したり、身近なジオサイトを見学したりして、自分の目で確かめながら学ぶんじゃ。産業・文化では「豊岡の自慢」を知るために、



城崎小・中学校 (モデル校) 合同運動会

体験を通して学んだり、豊岡で活躍する先輩から話を聞いたりするんじゃない。「英語教育」では小学1年から外国人の先生がみんなの教室に来てくれて、生の英語に触れることができるぞ。「コミュニケーション教育」では小学6年と中学1年で演劇の方法を使って、いろんな人とのコミュニケーションに挑戦したり、劇を作ったりして、表現することをみんなで楽しむぞ。

わくわくしてきたわ。豊岡のことが好きになったり、自分の夢が広がったりしたら、すてきだな。

